

Cisco Meraki 補足エンド ユーザ ライセンス契約書の日本語翻訳は、参照目的でのみ提供されます。日本語版と英語版 (https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/seula/meraki-seula.pdf でご覧いただけます) の間で競合が発生した場合には、英語版が優先します。

補足エンド ユーザ ライセンス契約

本補足エンド ユーザ ライセンス契約（「本契約」といいます）は、<http://www.cisco.com/go/eula> [英語]（「EULA」といいます）に掲載されている Cisco Systems, Inc.（「Cisco Systems」といいます）のエンド ユーザ ライセンス契約の条項を補足し、変更します。本契約は、エンド ユーザであるあなた（「お客様」といいます）および Cisco Systems とその関係会社（Cisco Systems の完全子会社である Meraki LLC（「Meraki」といいます）を含み、Cisco Systems とその関係会社をあわせて「シスコ」といいます）間の拘束力がある契約を形成し、Cisco Meraki 製品のお客様による購入および利用を規律します。

「お客様」という用語はシスコから直接、または当社認定チャネル パートナーを通じて購入された本件製品のエンドカスタマーおよびユーザのことで、「シスコ」、「Meraki」、「当社」という用語は、シスコを指しています。

次に、各項について説明します。本契約の最後には、定義済みの用語が記載されています。

第 1 条 ライセンスと制約事項

1.1. 有償ライセンス：本契約の条件に従い、お客様による本件製品の代金の支払いおよび本契約の遵守を条件として、Meraki は本契約の統一終了日または中途終了まで、(i) 本件ハードウェア上で動作する本件ファームウェアの使用（「本件ファームウェア ライセンス」といいます）、および (ii) インターネットを介した本件ホスティング型ソフトウェアの使用（「本件ホスティング型ソフトウェア ライセンス」といいます）に対して、サブライセンス不可、非独占的、譲渡不可のライセンス（本件ファームウェア ライセンスおよび本件ホスティング型ソフトウェア ライセンスをあわせて「本件ライセンス」といいます）をお客様およびお客様の関係会社に付与します。当社がお客様に提供する本件サポート サービスの料金は、本件ホスティング型ソフトウェア ライセンスの料金に含まれます。お客様が購入する本件ハードウェアの各部品の本件ファームウェア ライセンスは、有効な本件ホスティング型ソフトウェア ライセンスを購入して維持している場合に効力が生じます。有効な本件ホスティング型ソフトウェア ライセンスがない場合、本件ハードウェアは機能しません。

1.2. 制約事項：直接または間接的に本件製品をリバースエンジニアリングしないこと、または Meraki ソフトウェアもしくはハードウェアのソース コードやアルゴリズムの発掘の試みをしないこと（および、お客様のネットワーク ユーザにこれらを許可しないこと）にお客様は同意します。加えて、サービス妨害（DoS）、不正アクセス、モニタリング、もしくはクローリングを通じたもの、またはマルウェアの分散を含め、本件ホスティング型ソフトウェアの妨害、または本件ホスティング型ソフトウェアの攻撃もしくは中断をしないことにお客様は同意します。

1.3. お客様側の責任

- 1.3.1. 製品の使用：**当社の Web サイトに記載されている仕様（「**本件仕様**」といいます）に従ってのみ本件ハードウェアを利用することにお客様は同意します。Meraki ではなくお客様が本件ホスティング型ソフトウェアのアカウントの管理を維持する全責任を負います。
- 1.3.2. 法令遵守：**お客様は、米国またはその他の国の輸出法令を含め、本件製品の使用においてすべての適用法令を遵守することに同意します。そのため、お客様は、本件製品が、かかる輸出法令に違反して、直接的または間接的に輸出、再輸出、サービス提供のために利用されることがないことを確保します。かかる法令に違反して本件製品が利用されていることを Meraki が発見した場合、お客様に書面で（電子メールで）通知した後に、かかる本件製品がお客様のアカウントから削除されることがあります。
- 1.3.3. サービス プロバイダー：**お客様が Meraki の認定チャネル パートナーであり、お客様と Meraki との契約においてお客様が本件製品を使用してマネージド サービスを提供することを許可している場合、お客様は本契約の条件に従います。(i) お客様がお客様のエンド ユーザ（お客様が所有していない、または提携していないユーザ）と契約を締結し、定額の月額料金の支払いを条件として本件製品に基づくかかるマネージド サービスを提供する場合、(ii) Meraki ではなくお客様が本件製品に関連してお客様のマネージド サービスのエンド ユーザに技術サポートを提供する場合、および (iii) お客様が本件製品の所有権を有している場合に限り、お客様がお客様のエンド ユーザにマネージド サービスを提供することは、本契約の第 1.1 条に違反することにはなりません。疑義を回避するために付言しますと、本第 1.3.3 条は、本件製品に基づくマネージド サービスを提供している Meraki の認定チャネル パートナーにのみ適用されます。

第 2 条 所有権、顧客データ

2.1. Meraki の権利：お客様と Meraki との間において、Meraki は本件ソフトウェアに関するすべての権利および本件ハードウェアに関するすべての知的財産権を保有します。また、お客様は、本件製品に関連して当社に提供したフィードバックのすべての所有権を Meraki に譲渡します。Meraki は、本件ホスティング型ソフトウェア、本件ファームウェア、本件ドキュメントに変更をいつでも加えることができるものとします。

2.2. 顧客データ：本件ハードウェアを使用することで、お客様は、以下に説明する種類のデータを含め、お客様のネットワークに接続するデバイスおよびお客様のネットワークの使用方法に関するデータを収集していることを理解し、これに同意します。本件ハードウェアを介して、お客様のネットワーク ユーザの個人を特定できる情報（総称して「**顧客データ**」といいます）が含まれている可能性があるデータを含め、お客様は処理および保存のためにかかるデータを Meraki に送信しています。シスコは、顧客データを米国内または当該データを収集した国の外で処理および保存することがあります。ただし、本件製品には、収集する情報の種類を制限または限定する機能が含まれ、お客様はその機能を確実に利用することができます。本件製品を提供するために合理的に必要であり、かつ、お客様との紛争における当社の権利を保護するために必要な限りにおいて、または法律が要求しているときにおいて、シスコが顧客データを利用することが認められている場合を除き、お客様はお客様の顧客データに関するすべての権利、権原および権益を有しています。お客様は、顧客データの収集、処理、移転および保存に関してお客様のネットワーク ユーザに通知して必要な同意を得る責任を負っています。

2.2.1. トラフィック情報：「トラフィック情報」とは、お客様のネットワークに接続するデバイスに関する情報（MAC アドレス、デバイスの名前、デバイスの種類、オペレーティング システム、地理位置情報など）、およびお客様のネットワークを通じてデータまたはコンテンツについてアクセスまたはダウンロードを行う際にデバイスが送信する情報（例：ホスト名、プロトコル、ポート番号、IP アドレス）のことです。当社は、お客様に代わってトラフィック情報を処理および保存します。これにより、お客様は、お客様のネットワークの使用およびパフォーマンスを監視して、お客様のネットワーク上のトラフィックを制御（ネットワーク トラフィック シェーピングなど）することができます。

2.2.2. ロケーション分析：ロケーション分析を有効化および使用すると、お客様のワイヤレス ネットワークの範囲内にある Wi-Fi 対応デバイスの MAC アドレスおよび相対信号強度を収集することができます。Meraki は、

匿名化された形式のアドレスを除いて、これらの MAC アドレスをサーバーに保存しません。また、これらの MAC アドレスは、お客様のハードウェアに保存されません。お客様は、お客様がかかるデータを Meraki 以外のサーバーに転送するために API を構成するかどうか、およびどのように API を構成するか、ならびに転送後にかかるデータに何が発生するかに対する責任を負います。

2.2.3. システム マネージャ：お客様がシステム マネージャを使用する場合、登録するモバイル デバイス、ノートパソコン、またはその他のデバイスに特定のエージェント ソフトウェアをインストールする必要があります。デバイスの種類に応じて、ファイルへのアクセス、ファイルの削除、位置の追跡、ポリシーの適用、登録したデバイス上でのアプリのインストールおよび削除などのリモート アクションを実行できるようになります。

2.2.4. Meraki MV：Meraki MV セキュリティ カメラを使用する場合、Meraki はビデオおよび音声の録音、ならびに MV デバイスによってキャプチャされた静止画像を、第 2.2 条に記載されているとおりに収集、処理、転送、および保存します。電源またはインターネットへの接続が失われた場合、お客様の Meraki MV セキュリティ カメラが機能しない可能性があります。そのため、人命の安全または緊急サービス用のデバイスとして Meraki MV を使用しないでください。

2.3. プブリシティ：当社の Web サイトおよび販促アイテム上の顧客リストにおいて、当社がお客様の会社名およびロゴを使用することがあります。

第 3 条 契約期間および解除

3.1. 契約期間：本契約は、第 3.2 条に従って中途終了しない限り、契約期間の満了日（「**統一終了日**」といいます）まで有効です。その後、追加の本件ホスティング型ソフトウェア ライセンスをお客様が購入した場合、統一終了日が調整されるため、お客様のすべての本件ホスティング型ソフトウェア ライセンス（新しいライセンスを含みます）は同じ日に期限が切れます。この調整された統一終了日は、(i) お客様の新しい本件ホスティング型ソフトウェア ライセンスがお客様の既存の統一終了日を超過した累積期間を特定して、かつ、(ii) 各種の本件ホスティング型ソフトウェア ライセンスの 1 年単位の定価に基づいて、この累積期間をお客様のすべての本件ホスティング型ソフトウェア ライセンス（新しいライセンスおよび既存のライセンスを含みます）に比例分配することにより計算されます。詳細については、<http://meraki.cisco.com/support#policies:licensing> [英語] をご覧ください。

3.2. 解除：お客様は、理由のいかんを問わず、本契約を解除することができます。かかる解除は、Meraki に 30 日前に書面で通知することによって効力が生じます。お客様が第 1.2 条、第 2 条または第 2.2 条に違反したと Meraki が合理的に判断する場合、Meraki は、いつでもお客様による本件製品の使用を停止することができます。また、Meraki からの通知を受領後 10 日間を経過しても当該違反が是正されない場合、Meraki は本契約を直ちに解除することができます。Meraki が本契約に基づく Meraki の重要な義務に違反し、当該違反についてお客様からの書面通知の受領後 10 日以内に当該違反を是正しなかった場合、お客様は、これを解除事由として本契約を解除できます。お客様が本契約を解除した場合、お客様は、お客様のホスティング型ソフトウェア ライセンスの残存期間の価値に等しい払い戻し金を受け取るものとします。

3.3. 契約解除の効果：本契約の解除後、本件ライセンスおよび本件サポート サービスは自動的に終了します。第 1.2 条、第 2.2 条および第 4.3 条は、本契約の解除後も有効に存続します。

第4条 保証

4.1. サービス レベル 契約：<https://meraki.cisco.com/trust#sla> [英語] に掲載されているサービス レベル 契約は、本件ホスティング型ソフトウェアの可用性の中断に関するお客様の排他的な救済となります。

4.2. ハードウェア保証：当社は、本件保証期間中において、本件ハードウェアには、材料および製造に関する重大な瑕疵がないことを、本件ハードウェアの当初の購入者であるお客様に対して表明します。上記の保証に合致しない本件ハードウェアについては、当社の選択により、(a) 修理もしくは (b) 交換を実施し、または (c) 5 年を前提とする定額法によって算定された、かかる本件ハードウェアの購入価格の減価償却後の金額を返金します。保証に基づいて Meraki が修理または交換したすべての本件ハードウェアの保証期間は、本件保証期間の残存期間とします。Meraki の最新の返品ポリシー (<http://meraki.cisco.com/support/#policies:return> [英語] に掲載されています) に基づき許可された一切の返品について、お客様は、返品依頼の理由を付した書面により、返品許可 (「RMA」) 番号を請求するものとします。本項の保証は、<https://meraki.cisco.com/support/#policies:eol> [英語] に掲載されている当社の製品サポート終了ポリシーの対象になります。「本件保証期間」は<https://meraki.cisco.com/support/#policies:return> [英語] に定義されており、本件ハードウェアが当初の購入者に出荷された日に開始します。本第 4.2 条は、当社の唯一の責任であるとともに、Meraki による保証の違反に対するお客様のための唯一の救済措置になります。

4.3. 保証における免責事項：第 4.1 条および第 4.2 条に定める場合を除き、Meraki は、明示、黙示、法定、またはその他のいずれによるかを問わず一切の保証を否認します。これには、黙示的な商品性、特定目的への適合性、非侵害、または権利に関する保証も含まれます。また、Meraki は、お客様のハードウェア、ソフトウェア、またはその他の物品のいかなる損傷についても、責任を負いません。

第5条 補償：

5.1. 総則：シスコは、本契約に基づいて提供される本件製品が第三者の特許、著作権または登録商標を侵害している旨のお客様に対する請求 (「本件請求」といいます) を防御し、管轄権を有する裁判所による終局的判決または本件請求から生じた調停についてお客様に補償します。お客様は、(i) 本件請求 (またはその恐れ) およびその後の訴訟の進行状況を速やかに書面でシスコに通知し、(ii) 本件請求の防御 (本件請求に関する第三者に対する主張を含みます) においてシスコに協力し、(iii) 本件請求およびその後の上訴における防御および解決について完全かつ排他的な支配権をシスコに付与するものとします。お客様が本請求をただちにシスコへ通知することを怠る、および本請求を弁護、解決、対処するシスコの能力に損害を与える場合、本請求に対してお客様を弁護または補償するシスコの義務は、シスコが受けた損害の範囲内で軽減されます。加えて、速やかに通知しない場合、通知前に発生したお客様の弁護士費用に関するシスコの補償義務は免除されるものとします。

5.2. 追加の救済：本件請求がなされた場合または本件請求がなされるおそれがある場合、お客様は、本件製品の使用を継続する権利をお客様のために取得すること、または本件製品を少なくとも機能的に同等のものと交換し、もしくはそのように修正することについて、シスコに許可を与えることに同意します。これらの代替案がいずれも合理的に不可能であるとシスコが判断した場合、お客様は本件製品を返品し、シスコは一般に公正妥当と認められる会計原則に従って計算された本件製品の残存簿価の正味額をお客様に返金するものとします。

5.3. 免責：シスコは、(i) お客様またはお客様の代わりに第三者が提供する設計、仕様、要件または指示の遵守、(ii) お客様または第三者による本件製品の変更、(iii) 本件製品の使用量や使用期間、本件製品の使用によって得られた収益、もしくは本件製品の使用を通じて提供されるサービス、または (iv) シスコ以外の製品、ソフトウェア、サービスもしくはビジネス プロセスと本件製品を組み合わせたこと、これらとともに本件製品を運用もしくは使用したことに基づく本件請求に関する義務を負いません。

5.4. 唯一の救済：本第 5 条は、知的財産権侵害に対する請求に関するシスコの唯一の義務およびお客様の唯一の救済を規定するものです。

第6条 責任の制限：いずれの当事者も間接的損害、偶発的損害、懲罰的損害、特別損害または結果的損害、データの損失または破損、あるいは収入、収益、信用、または予測売上もしくは貯蓄金の損失に対する責任を負いません。いかなる場合も、お客様およびお客様のアカウントを用いて本件製品を使用する一切の者に対するシスコの責任の累積総額は、過去12ヵ月の間に本件製品を購入するためにお客様がシスコまたはその認定チャネルパートナーに支払った合算額を上限とします。

第7条 機密保持：両当事者は互いの機密情報を保護します。機密情報を受領する当事者は、少なくとも同様の性質の自己の機密情報を保護するために払うものと同じ程度の注意（ただし、合理的な注意以上のものとします）を払うものとします。機密情報には、(a) 機密保持義務を負うことなく受領者が相手方当事者から合法的に受け取った情報、(b) 受領者の作為または不作為に起因せず公知になった情報、または(c) 開示者の機密情報とは無関係に受領者が独自に開発した情報は含まれません。。

第8条 雑則：本契約および EULA は、お客様と当社との間のすべての合意事項を記載したものであり、本件製品に関して従前に取り交わされたあらゆる合意事項および了解事項に優先します。本契約の下で権利を行使しなかったとしても、その権利を放棄したことにはなりません。本契約においては、第三者の受益者は存在しません。本契約は、抵触法の原則にかかわらず、米国カリフォルニア州の法律に準拠するものとします。本契約に関する係争については、両当事者はカリフォルニア州サンタクララ郡内の裁判所の個人および専属的裁判管轄に服することに同意するものとします。MERAKI がお客様に電子的に送信する通知は、書面による通知であると見なされます。本契約に基づきお客様が当社に送付する一切の通知は、書面をもって、翌日配達便または配達証明付き郵便にて、500 TERRY A. FRANCOIS BLVD, SAN FRANCISCO, CA 94158 ATTN: LEGAL まで送付してください。本契約のある規定について執行不可能と判断された場合、本契約には当該規定が含まれていないと解釈するものとします。シスコは、お客様の同意を得ることなく、シスコの関係会社に対し、本契約を譲渡することができます。本契約と EULA の規定との間に矛盾がある場合、製品に関しては本契約の規定が適用されます。

第9条 特定の定義：本契約で別途定義されていない以下の用語の意味を説明します。

「**機密情報**」とは、開示当事者の非公開の機密情報または専有情報で、機密である旨が明確に示された情報または当該情報の性質および開示の状況から機密であることを合理的に推測すべき情報のことです。

「**本件ドキュメント**」とは、<https://meraki.cisco.com/support/#documentation> [英語] において参考情報として Meraki が提供する、変更を含めた一切のユーザ向け説明書、マニュアル、本件仕様、またはその他の文書のことであり、本件製品に関連するもののことです。

「**本件ファームウェア**」とは、本件ハードウェアに組み込まれたソフトウェア、またはその他の方法により本件ハードウェア上で動作するソフトウェアのことです。

「**本件ハードウェア**」とは、お客様が購入した、または製品テスト版、プロモーション版、またはベータ テスト版として受け取った、あるいはその他の方法によりお客様のネットワーク上で動作する Meraki ハードウェア製品のことであり、

「**本件ホスティング型ソフトウェア**」とは、Meraki が専有する Web ベースのソフトウェア プラットフォームのことです。これには、「ダッシュボード」と呼ばれるインターフェイス、本件システム マネージャ、および Meraki が提供するすべての API が含まれます。

「**ロケーション分析**」とは、本件ホスティング型ソフトウェアのロケーション分析機能のことです。

「**本件ネットワーク**」とは、その全部または一部が本件製品を用いて構築されたお客様のローカル エリア ネットワークのことです。

「**ネットワーク ユーザ**」とは、お客様のネットワークへのアクセス権を取得するユーザ、またはシステム マネージャでお客様が管理するデバイスを使用するユーザのことです。

「**本件製品**」とは、本件ハードウェア、本件ソフトウェア、本件ドキュメント及び本件サポート サービスのことです。

「**本件ソフトウェア**」とは、本契約に基づき Meraki が提唱する本件ホスティング型ソフトウェア、本件ファームウェアおよびその他のソフトウェアのことです。

「**本件サポート サービス**」とは、<http://meraki.cisco.com/support> [英語] に記載されているカスタマー サポート サービスのことです。

「**本件システム マネージャ**」とは、Meraki の Web ベースのモバイル デバイス管理ソフトウェアのことです。

「**契約期間**」とは、お客様が購入した、または製品トライアル版として受け取った本件ホスティング型ソフトウェア ライセンスの契約期間のことであり、当該契約期間は追加の本件ホスティング型ソフトウェア ライセンスを購入するたびに変更されるため、お客様のすべての本件ホスティング型ソフトウェア ライセンスは、第 3.1 条の規定に従い同じ日に期限が切れます。